

指定地域密着型通所介護重要事項説明書

〈令和5年4月1日現在〉

1 管理者 氏名 新井君久美

2 菱風園デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	菱風園デイサービスセンター
サービスの種類	地域密着型通所介護
所在地	桐生市浜松町一丁目3番3号
介護保険指定番号	1070301807 平成21年9月1日指定
サービス提供の対象地域	桐生市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

事業所に勤務する職種、員数及び内容は次のとおりです。

① 管理者 1名以上

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

② 従事者 5名以上

従事者は、通所介護・予防通所介護の提供に当たります。

- ・生活相談員 2名以上
- ・看護職員 3名以上（機能訓練指導員と兼務）
- ・介護職員 3名以上（生活相談員と兼務含む）
- ・機能訓練指導員 3名以上（看護職員と兼務）
- ・送迎運転手 1名以上
- ・調理員 1名以上

(3) 事業所の設備の概要

① 定員 15名

② 設備

- ・食堂兼機能訓練室 54.91㎡
- ・相談室 6.62㎡
- ・静養室 12.42㎡
- ・浴槽 2槽
- ・送迎車 3台

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祭日を含む） 年末年始（12月30日～1月3日）は除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前8時45分～午後4時45分

* 緊急連絡電話 0277-20-7184 菱風園地域ケアステーション

3 サービス内容

送迎	事業所の送迎車（リフト等）により、自宅まで送迎
食事	管理栄養士の考えた献立によるバランスの良い食事
入浴	身体の状態に応じた入浴または、清拭
機能訓練	看護師等による機能訓練（リハビリ）
生活相談	日常生活上の介護問題等の相談

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話等でお申込みください。事業所職員が自宅を訪問します。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と相談してください。

(2) サービスの中止

- ① 風邪等病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応します。

(3) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書で申し出てください。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護度が、非該当と認定された場合
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
利用者がサービスを終了できる場合
 - ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・ 守秘義務に反した場合
 - ・ 利用者や家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

事業所がサービスを終了できる場合

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ・ 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・ 利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
- ・ 利用者や家族などが事業所や事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

5 事業所の特徴等

運営の方針

要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7 非常災害対策

管理者は、防災管理者等を定めて災害事故防止と利用者の安全確保に努めていきます。

8 相談、要望等の窓口

菱風園デイサービスセンター

担当 生活相談員 新井君久美

電話 0277-20-7184

9 サービス内容に関する苦情

苦情の窓口

担当 管理者 新井君久美

菱風園デイサービスセンター

電話 0277-20-7184

下記でも苦情を受け付けています。

苦情解決施設委員 桐生市菱町第17区長

島崎 雄夫

電話 0277-43-2360

群馬県社会福祉事業団 苦情解決第三者委員

岩崎 秋雄 電話 0279-23-8975

忠地 久美子 電話 027-062-7404

群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

電話 027-255-6669

群馬県庁健康福祉部医療介護局介護高齢課 電話 027-226-2561

群馬県国民健康保険団体連合会 電話 027-290-1319

桐生市役所 健康長寿課 電話 0277-46-1111

10 第三者によるサービスの評価

提供するサービスに係る第三者評価は行っていません。

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書を交付して重要な事項の説明を行い、交付しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 社会福祉事業団

所在地 桐生市浜松町一丁目3-3

名称 菱風園デイサービスセンター

説明者 菱風園デイサービスセンター

氏名

印

私は、本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、その内容について同意し、受領しました。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

続柄（ ）

<重要事項説明書 別紙>

菱風園デイサービス利用料金表

介護保険による給付サービスを利用される場合は、市から通知の負担割合に応じた金額となります。(介護保険負担割合証を確認して下さい)

(1) 地域密着型通所介護 1日あたりの基本料金 (1割負担の場合)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間未満	415円	476円	538円	598円	661円
4～5時間未満	435円	499円	564円	627円	693円
5～6時間未満	655円	773円	893円	1010円	1130円
6～7時間未満	676円	798円	922円	1045円	1168円
7～8時間未満	750円	887円	1028円	1168円	1308円

(2) 加算される料金 1回あたりの料金

項目	一部負担金 ()内は2割/3割の額
入浴介助加算(I)	400円(480円/520円)
個別機能訓練加算(I)イ	560円(672円/728円)

◆別途 介護職員処遇改善加算Ⅰ＝基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率 5.9%を乗じた額を負担して頂きます。

◆別途 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ＝基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率 1.0%を乗じた額を負担して頂きます。

(処遇改善 職員のキャリアアップや職場環境等の取り組みを行った報酬)

◆別途 介護職員等ベースアップ等支援加算＝基本サービス費に各事業加算を加えた総額に加算率 1.1%を乗じた金額を負担して頂きます。

(3) 介護保険給付対象外サービス

項目	利用料金 (全額自己負担)
食費	食費 640円＋おやつ代 60円 ※午前10時までキャンセル可
レクリエーション材料費	実費相当分
おむつ	パット 50円 おむつ 70円
送迎費	通常事業の実施地域以外は自己負担 5km未満 100円 5km以上 200円

(4) 食事キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
----------------------------	-----

③ ご利用日の当日午前9時までにご連絡いただいた場合	利用料の10%
④ ご利用日の当日午前9時までにご連絡がなかった場合	利用料の25%

(5) 支払方法

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

請求書は毎月10日以降にお渡ししますので、月の末日までにお支払いください。

口座自動引き落とし日は毎月24日となります。前日までにされますよう宜しくお願いいたします。(休日の場合は翌営業日となります。)